

米中摩擦の中国輸出への影響

中国からの輸出代替は制裁対象品目の3割強に拡大

アジア調査部中国室主任エコノミスト

大和香織

03-3591-1368

kaori.yamato@mizuho-ri.co.jp

- これまでの米国の制裁により、中国による対象品目の対米輸出は前年比3割減まで落ち込み。制裁第4弾が発動され、対米輸出全体が同程度まで落ち込めば、GDPの約1%PT相当の輸出減
- 制裁対象品目全てを対象に「中国」と「中国以外」の対米輸出の制裁前後の変化率を比較すると、中国からの代替が生じているとみられるケースは、制裁対象品目のうち3割強
- 設備新設を伴った輸出代替もすでに生じている可能性があり、今後米中が合意に至ったとしても、生産の中国回帰が進みにくいほか、新規投資の抑制により中国経済への影響が深刻となりかねない

1. 米中双方による制裁関税が再び発動

5月5日、米トランプ大統領が猶予中だった2,000億ドルの中国製品に対する制裁関税の引き上げを10日から実施すると公表したことで、米中両国は再び制裁の応報に陥っている。10日には予定されていた第11回米中通商協議がワシントンで実施されたものの、発動を制止するには至らなかった。さらに米国は13日に対中制裁第4弾として、3,000億ドルの中国製品への25%追加関税策を発表した。実施は早くとも6月末とみられており、実現すれば、これまでの措置と合わせて中国からの輸入のほぼ全額に25%の追加関税が課されることとなる。中国側も米国の第4弾発表に先立ち、13日に600億ドルの米国製品に対する制裁関税引き上げを6月1日から実施すると発表した。

昨年12月1日に約1年ぶりとなる米中首脳会談が開催されて以降、両国は合意に向けて計6回（第11回を除く）のハイレベル通商協議を実施してきた。その間、米国側が12月に中国に求めた農産品等の輸入拡大、及び中国の構造改革（技術移転の強要／知的財産保護／非関税障壁／サイバー攻撃／サービス・農業分野）に対し、中国は外商投資法の早期成立を含む対応策を講じており、各協議後の中国側の報道では「新たな進展が見られた」など前向きなコメントが目立った。

それにも拘わらず米中摩擦が再燃したことは、両国の隔たりが容易には埋めがたいことを世界中に示した。対中制裁第4弾が実施されれば、中国は輸出減少にとどまらず、マインド悪化や対中投資の敬遠などにより投資や消費低迷を伴う大幅な景気悪化を蒙る恐れがある。

本稿では、利用可能なすべての制裁対象品目データの貿易動向を分析し、これまで及び今後の米制裁による中国輸出、また中国経済全体への影響を分析する。結論を先に述べれば、中国からの輸出代替は設備新設を伴っているとみられる動きも含め広がっており、今後米中が合意に至ったとしても、中国経済への深刻な影響が続く恐れがある。

2. 米制裁による中国の輸出への影響分析

(1) 制裁対象品目の対米輸出概観～2019年3月は前年比3割減

まず、これまでの米国の対中制裁品目全体の中国の対米輸出について確認しよう。中国側の統計では貿易統計の詳細が公表されていないため、米国商務省のデータベースにより米国の制裁対象品目の貿易額を集計すると、制裁発動直後から、中国の対米輸出が大きな影響を蒙っていることが確認できる(図表1)。制裁第1弾(7月6日発動、追加関税率25%)は7月から、下旬の発動となった第2弾(8月23日発動、同25%)及び第3弾(9月24日発動、同10%)についてはそれぞれ翌月の9月及び10月から、対米輸出の前年比伸び率が大幅なマイナス転化あるいは急減速している。

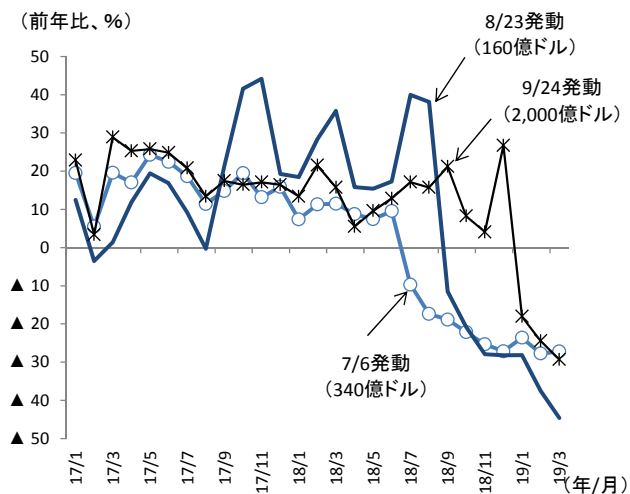
第3弾では追加関税率は当初10%であり(2019年1月より25%に引き上げ予定、実際の引き上げは冒頭の通り2019年5月10日)、第1、第2弾より税率が低かったことなどから、制裁対象品目の対米輸出は発動後も伸びが鈍化しつつもプラス圏を維持していたが、2019年に入って第1・第2弾同様に大幅なマイナスに落ち込んだ。2018年11月以降は制裁対象以外の対米輸出も前年割れが続いているため、世界的な製造業不振などの影響も小さくなかったとみられ、3月の制裁対象品目全体の対米輸出は前年比▲30.2%、中国の対米輸出全体でも同▲18.5%と激減している。仮に第4弾の発動により中国の対米輸出全額に制裁関税が課され、対米輸出全体が3割縮小すれば、単純計算で中国のGDPの約1%に相当する輸出減となる。

(2) 他国への輸出代替状況～制裁対象品目の3割強で代替が発生している可能性

これほどの対米輸出押し下げが続けば、第4弾が発動されずとも中国から他国への代替が進み、輸出にとどまらず投資にも悪影響が及ぶ恐れがある。実際、報道では現時点でも中国からの生産移管の例があふれている。他方、人的・物的制約により移管は難しいとの声が聞かれるのも事実である。

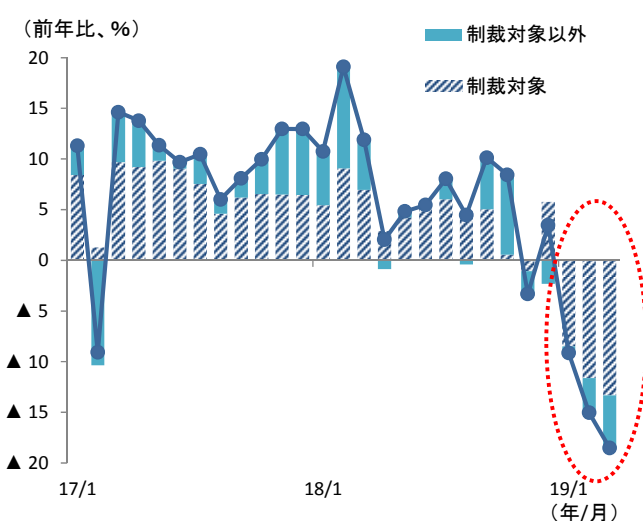
そこで、以下では実際にこれまでにどの程度中国製品からその他の国への代替が発生しているのかについて、定量的に確認する。米制裁が課された全品目の対米輸出データ(中国及び中国以外)を対象とするが、季節調整実施のため、最低限必要な期間(月次データの場合60か月以上、本分析では2013

図表1 中国の対米輸出(制裁対象品目)



(注) 米制裁対象品目をHS8ケタレベルで集計。
(資料) 米国商務省より、みずほ総合研究所作成

図表2 中国の対米輸出(全体)



(資料) 米国商務部より、みずほ総合研究所作成

年1月～2019年3月分）中の対米輸出データに欠損値または貿易実績ゼロの月が存在する品目を除外した。そのため、米国が公表した制裁リストの品目総数6,842（第1弾818、第2弾279、第3弾5,745）のうち、本分析の対象は2,404品目となる。

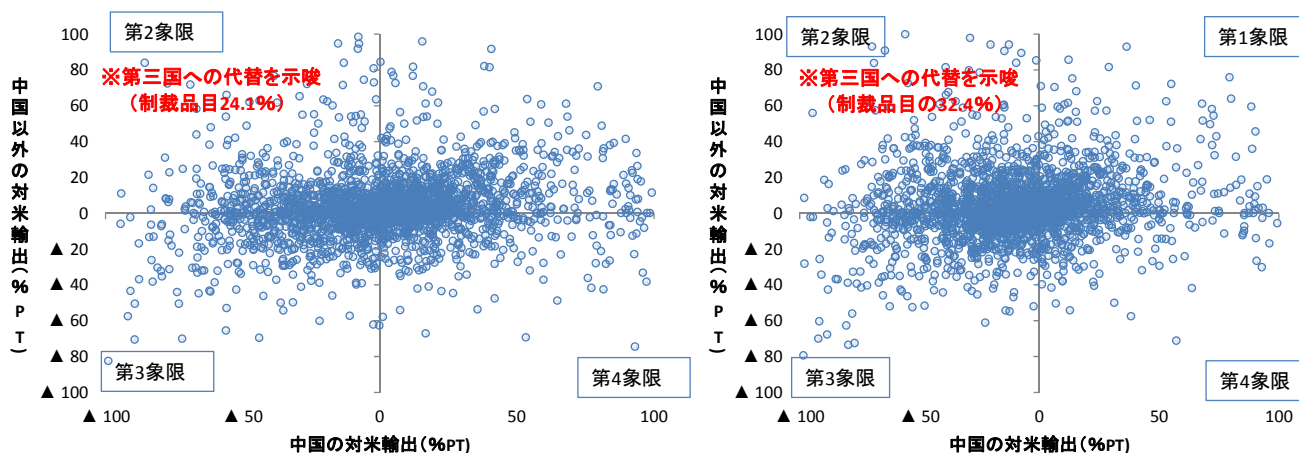
輸出代替の動きを測る指標としては、制裁を機に中国の対米輸出が減少し、かつ中国以外の国の対米輸出が増加した品目の全体に占める割合（代替発生率）を用いる。具体的には、米国の制裁対象品目について「中国」と、「中国以外」の対米輸出に分け、前者を横軸、後者を縦軸にとり、制裁発動前後の輸出量の変化をプロットする（図表3）。その図表中、第2象限にある品目の制裁対象品目全体に占める割合を代替発生率とする。変化率の算出については、制裁発動前の輸出量（分母）は発動直前の6カ月平均とし、発動後の輸出量（分子）は（A）直後3カ月（制裁第1弾は2018年7～9月、制裁第2弾は2018年9～11月、制裁第3弾は2018年10～12月）と、（B）直近までの6カ月（2018年10月～2019年3月）の2パターンに分けることで、制裁発動後の状況変化（（A）→（B））をみる。なお、（A）で第2象限にあって（B）ではその他象限に移行した品目も存在することから、第2象限の比率を代替発生率とする場合には、一時的な動きや制裁以外の要因の影響も含まれてしまうことが留意点として挙げられる。そのため、現時点での評価にとどまらず、継続的な観測を重ねる必要がある。

以上の手順に基づき作成した図表3によると、分析制裁対象全品目の代替発生率は（A）の制裁発動直後には24.1%であったが、（B）の直近までの6カ月では32.4%に上昇しており、中国からの輸出代替が広がりつつあると推察される¹。しかし、（A）（B）ともにその他の象限にも幅広く広がっており、制裁後も中国の輸出が増加している（第1・第4象限にある）品目の割合が（A）53.4%から（B）39.1%と、低下したとはいえ一定水準を維持するなど、輸出代替がそう容易ではないことも確認される。

品目分類別の代替発生率をみると、（A）の発動直後は「プラスチック・ゴム」や「機械・電気機器」が相対的に先行したが、（B）の直近まででは多くの品目で代替発生率が上昇した（図表4-1、4-2、図表5）。特に「動物・動物性生産品」「植物性生産品」「食品・飲料等」「皮革・木材製品」「履物・羽毛・

図表3 米制裁対象品目の制裁前後の変化（全品目）

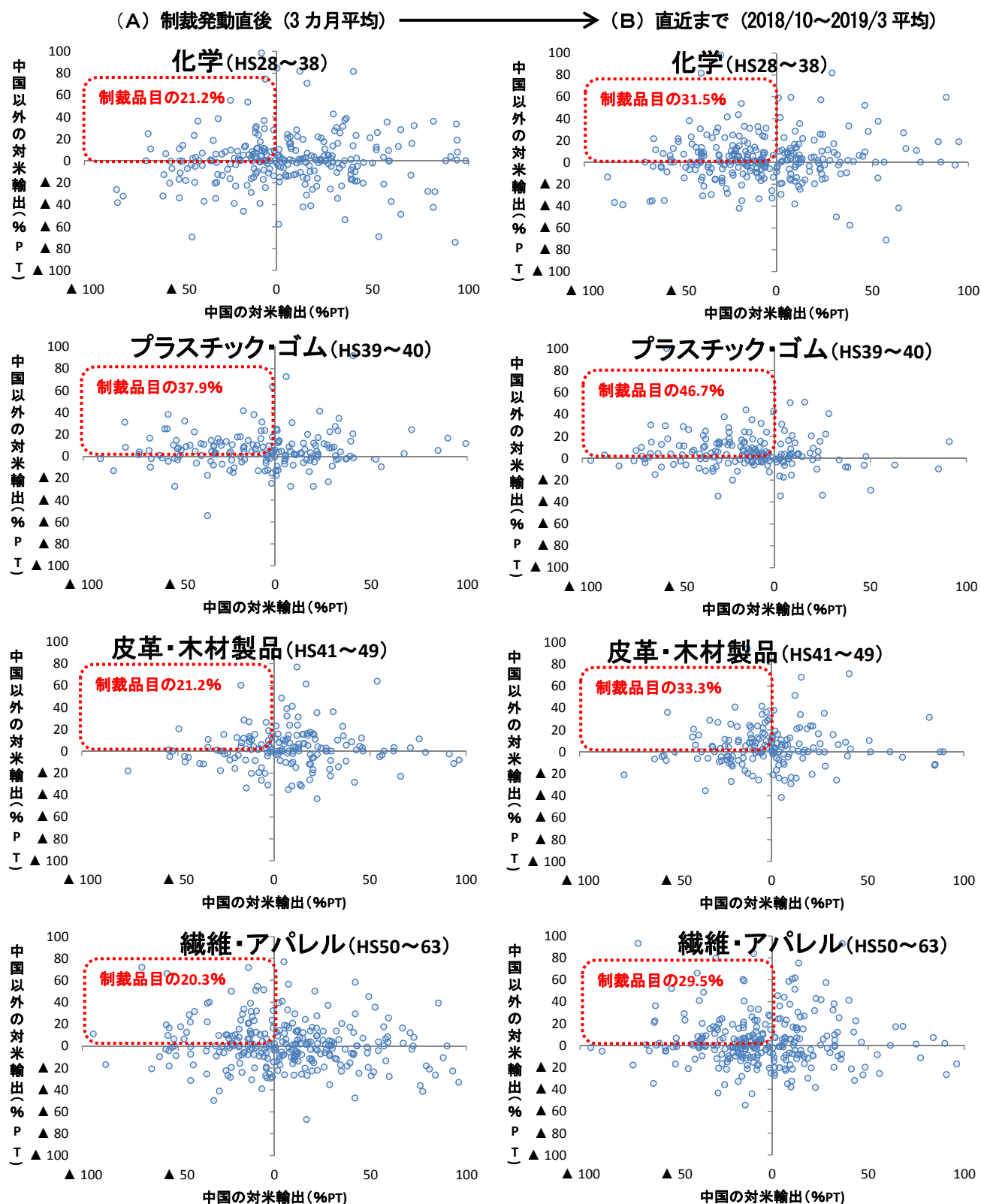
（A）制裁発動直後（3カ月平均） → （B）直近まで（2018/10～2019/3平均）



（注）みずほ総合研究所による季節調整値を基に、制裁発動前後の変化率をプロット。

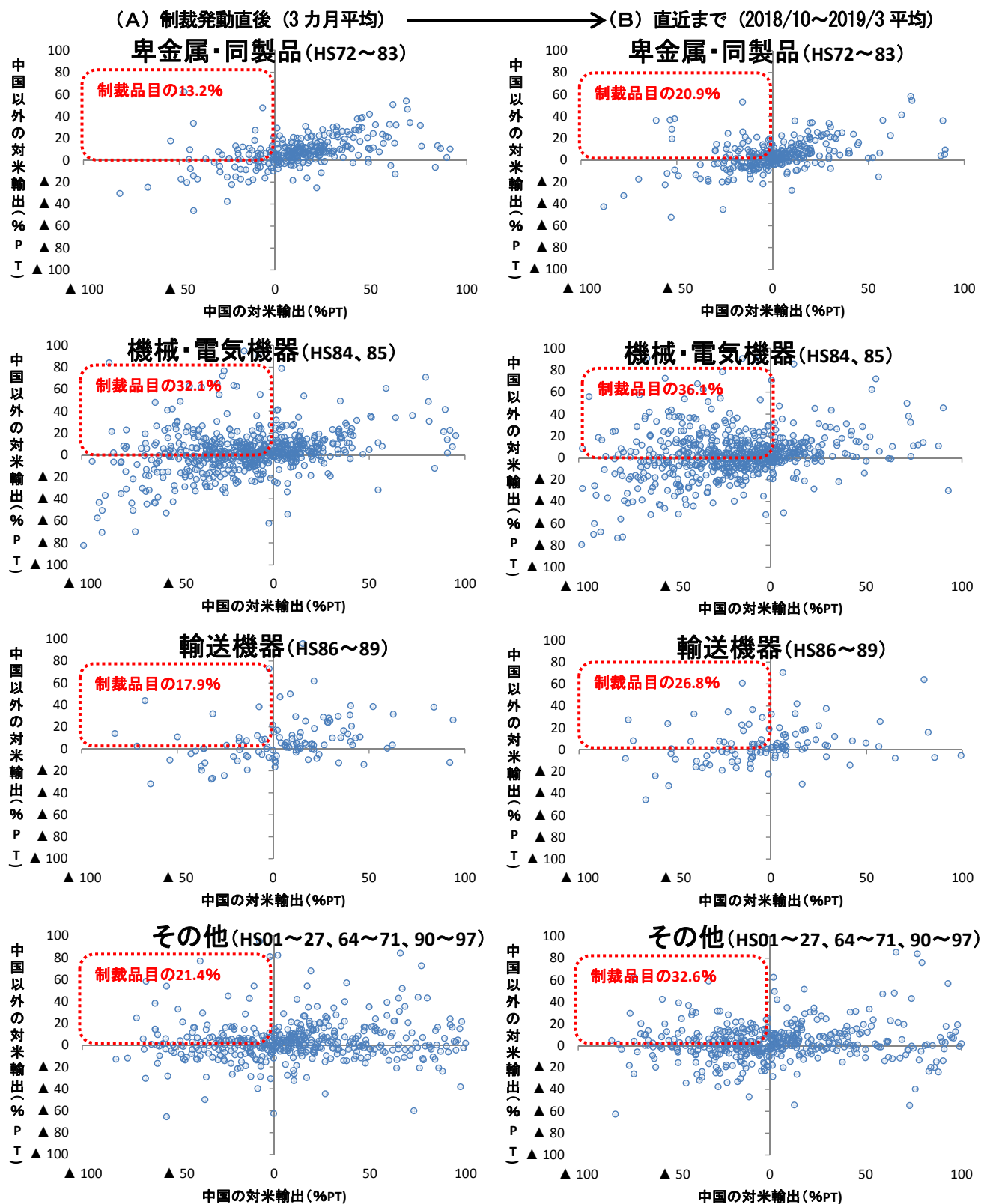
（資料）米国商務省より、みずほ総合研究所作成

図表 4-1 米制裁対象品目の制裁前後の変化（品目分類別）



(資料) みずほ総合研究所作成

図表 4-2 米制裁対象品目の制裁前後の変化（品目分類別）



(資料) みずほ総合研究所作成

磁気製品・貴金属」で（A）よりも10%PT以上上昇しており、相対的に加工度の低い品目分類で代替発生率が上昇した模様である。一方、「機械・電気機器」の代替発生率は（A）から（B）にかけて4%PTの上昇にとどまっており、代替しやすい品目と代替が進みにくい品目に二極化している様子がうかがえる。

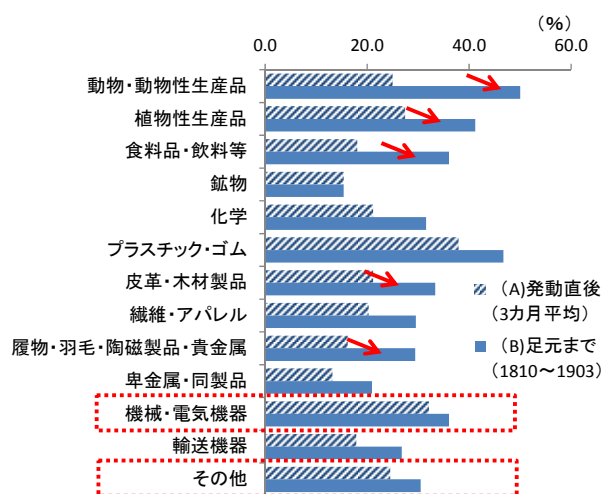
（３）生産移管を伴うとみられる輸出代替も発生

最後に、具体的な品目を例に、中国の輸出減少に伴いどの国に代替効果が生じているのか、またそれは設備新設を伴う生産移管によるものなのかを検討する。発動直後の輸出代替は、既存設備の稼働率引き上げで対応したケースが大部分であったと考えられる。米中摩擦の先行きが不確実ななかでサプライチェーンの見直しを伴う新たな投資を早々に判断するのは容易ではないうえ、そもそも生産設備を新設するには一定の時間を要するからだ。ただし、報道では生産移管の事例も少なくない。生産移管を伴っていれば、輸出企業が一時的な他国での稼働率の引き上げによる対応から、サプライチェーンの見直しに着手しつつあることを示唆しているとみられるため、中国経済への影響はより深刻となる。

米制裁対象品目の金額シェアの上位10品目（すべて制裁第3弾に含まれる）の中国による対米輸出をみると、「プリント基板（HTS84733011）」「パソコン周辺機器（HTS84715001）」「パソコン部品（HTS84733051）」の3品目の伸びが制裁発動直後（10月）にマイナスに陥り、足元まで大幅なマイナスが続いていることがわかる（図表6）。この3品目だけで制裁対象の9%を占めており、2019年に入ってから制裁対象品目の中国の対米輸出減少の3割を説明するなど影響力が大きい。そこで、以下ではこの3品目について、輸出代替の詳細をみる。

3品目の国別対米輸出によると（図表7～9）、発動後の10月以降、「プリント基板」では韓国、台湾、フィリピンなどアジア各国の輸出が拡大し、「パソコン部品」では韓国、台湾に加えてメキシコからの輸出が拡大したものの、両者ともに中国の輸出減を補うには至らず、対米輸出全体では制裁発動後に減少に転じていた。一方、「パソコン周辺機器」では発動後に中国の輸出減とほぼ同時にメキシコのプ

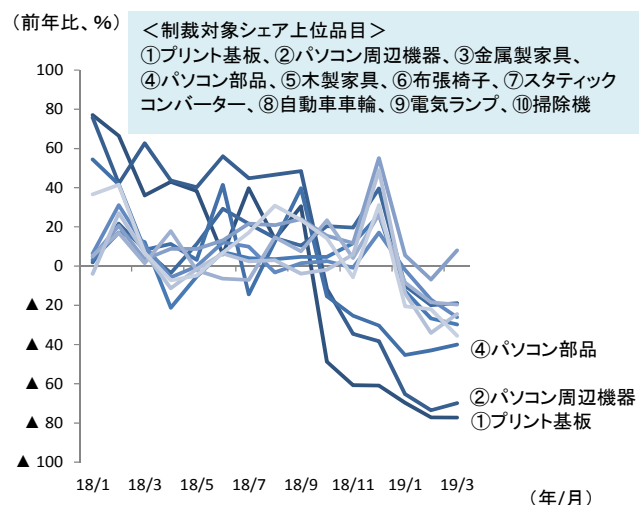
図表５ 品目分類別の代替発生率



(注) 代替発生率は図表4-1、4-2の品目分類の第2象限比率（「その他」は図表4-2の「その他」から動物・動物性生産品、植物性生産品、食品・飲料等、鉱物、履物・羽毛・磁気製品・貴金属を除く）。

(資料) 米国商務省より、みずほ総合研究所作成

図表６ 制裁対象主要品目の対米輸出



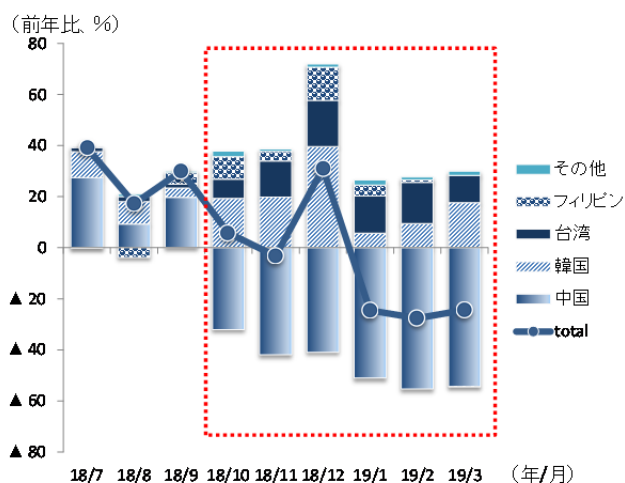
(注) 米制裁対象の対中輸出金額上位10品目対象。

(資料) 米国商務省より、みずほ総合研究所作成

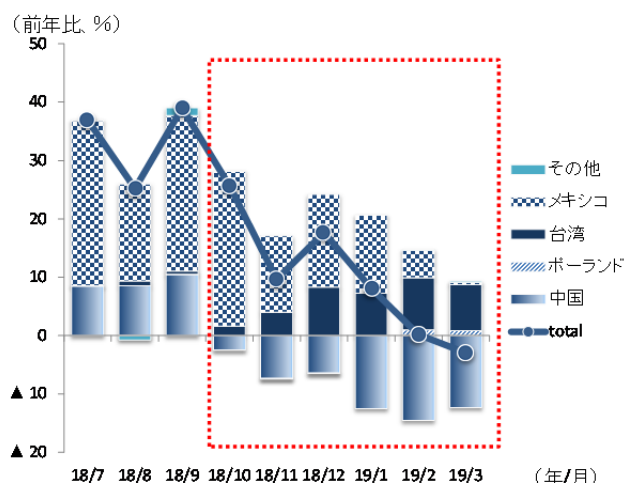
ラス寄与が縮小傾向となったものの、台湾の寄与が大きく高まり、2019年1月までは対米輸出全体で前年比プラスを維持した。

こうした輸出代替が稼働率引き上げか、設備新設を伴う生産移管によるのかを確かめるためには品目別・国別の稼働率データが必要となるが、取得は困難である（そもそもデータが整備されていない国も多いとみられる）。そこで、様々な仮定を置いて試算した稼働率を基に²、3品目の対米輸出において制裁後に設備新設を伴う生産移管が生じていたとみられる国を抽出すると、「プリント基板」では1カ国（台湾）、「パソコン周辺機器」では2カ国（台湾、ポーランド）、「パソコン部品」では2カ国（フィリピン、アイルランド）が該当した。制裁以前から対米輸出実績を重ねていた台湾やフィリピンなどに加えて、これまで対米輸出の実績がわずかだったポーランドやアイルランドなどに生産移管が生

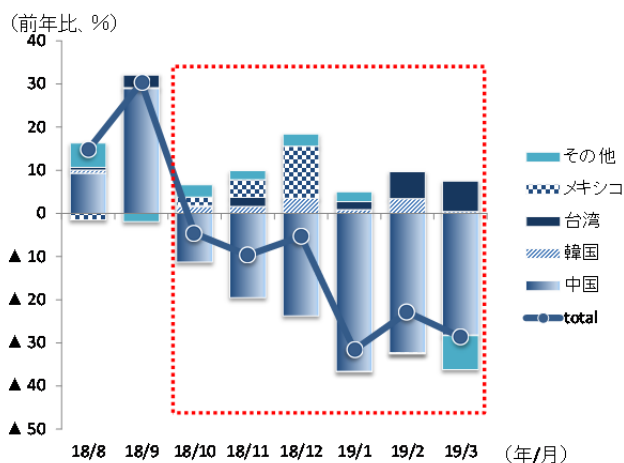
図表 7 プリント基板の対米輸出



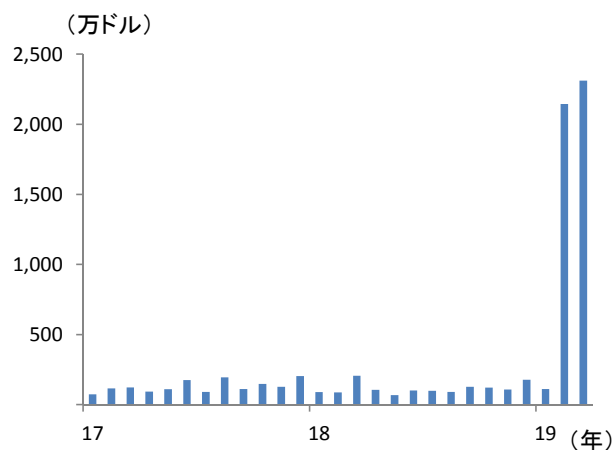
図表 8 パソコン周辺機器の対米輸出



図表 9 パソコン部品の対米輸出



図表 10 ポーランドの対米輸出
(パソコン周辺機器)



じた可能性がある点が注目される。例えば、パソコン周辺機器の対米輸出が制裁発動前には月平均100万ドル程度に過ぎなかったポーランドで、2019年2～3月の同製品の対米輸出が月平均2000万ドル超に急増した（前頁図表10）。パソコン周辺機器を含む2,000億ドルの中国製品への制裁リストが公表されたのは2018年7月であり、それから半年程度で生産移管による代替が生じたとみるのはやや性急な面もあるが³、こうした動きが他国にも広がっていくのか、引き続き動向を注視していく必要がある。

なお、この生産移管が生じたとみられる国と、図表7～9でみた制裁発動後に対米輸出が拡大した国とを合わせると、「プリント基板」では韓国、フィリピン、「パソコン部品」では韓国、メキシコが稼働率引き上げにより対応したと推察される。

3. おわりに

以上の対米制裁による中国輸出への影響をまとめると、制裁対象全体では直近（2019年3月）に前年比3割減となる急減を示しており、データが利用可能な制裁対象品目のうち、中国から他国への輸出代替が生じているとみられるケースは制裁直後（23.5%）から直近（31.6%）にかけて拡大しつつある。また、輸出代替は稼働率引き上げにとどまらず、サプライチェーンの見直しを伴うとみられる生産移管（設備新設）のケースが含まれている可能性がうかがわれた。

生産移管の動きはまだ一部にとどまるとみられるが、一旦設備新設を伴う生産移管が行われれば、投資コスト回収等の観点から一定期間は移転先で稼働を続けるとみられ、中国に生産が戻りにくい可能性がある。また、新規投資の下押しにより中長期的に中国経済が低迷することにもつながりかねない。第4弾の制裁発動を回避できたとしても、現状の第3弾までの制裁が長引けば中国経済への悪影響は徐々に広がる恐れがある。今後の米中協議でこれまでの制裁関税を撤廃することで合意に至れるかどうか、中国経済の今後を占う上で重要なポイントといえる。

¹ 米中摩擦が激化する以前の期間についても、暦年の前年比を基に制裁対象品目の代替発生率を計算すると、2015～2017年は平均21.0%であった（2015年：21.2%、2016年：19.6%、2017年：22.3%）。

² 稼働率のデータが得られない場合、過去の生産ピークを稼働率100%とみなして稼働率を計算する方法（ウォートンスクール法）が知られている。この方法を参考に、各国対米輸出の制裁前ピークに対する、制裁後直近まで（前述（B）期間）の水準の比率を稼働率の目安としてみる。計算上の稼働率が100%を超えていれば設備新設を伴っていることになるが、本稿では対米輸出の中国から他国への代替データを用いているため、その他の国向けを米国向けに振り向ける、あるいは国内向けを輸出向けに振り向けるなどの対応もある。そのため、ここでは計算された稼働率の目安が150%を超えた国を、設備新設を伴う生産移管が生じているとみなした。また、偶発的に少量の輸出が発生するようなケースを除くため、直近（2019年3月）の対米輸出額のシェアが1%以上の国に限定した。

³ ポーランドのパソコン周辺機器の対米輸出が急増した期間は2019年2～3月の2カ月と短いことから、何らかの一時的な動きにとどまる可能性も否定できない。また、足元の輸出増ペースが続けば年間2.5億ドル規模の増産が生じたこととなり、これほど大規模な増産計画の判断から出荷に至るまでの期間がわずか半年というのは短すぎるとみられることから、制裁関税発表以前から計画されていた可能性もある。ポーランドは一帯一路参加国であり、その文脈で中国企業の新たな進出先となったとも考えられる。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。